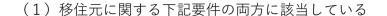
## 由利本荘市移住支援金 交付要件チェック表



- □ 住民票を移す直前の10年間のうち通算 5 年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(条件不利地域を除く)に在住し(雇用保険の被保険者もしくは公務員として)東京23区内への通勤をしていた
- □ 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(条件不利地域を除く)に在住し(雇用保険の被保険者もしくは公務員として)東京23区内への通勤をしていた

### 【一都三県の条件不利地域の市町村】

・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

・埼玉県:秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、 小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県:館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、 東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

·神奈川県:山北町、真鶴町、清川村

#### (2)移住先に関する下記要件のすべてに該当している

| 平成31年4月1日以降に転入した              |
|-------------------------------|
| 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である |
|                               |

□ 由利本荘市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有 している

#### (3) その他下記要件のすべてに該当している

| 同じ世帯の中に、すでに移住支援金を申請している者はいない       |
|------------------------------------|
| 同じ世帯の中に、定住促進奨励金を受給している者はいない        |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない     |
| 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の |
| 配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する       |
| 市税等の滞納がない                          |

# (4) 就職・起業に関する以下の要件に該当している (4-①) 起業の場合、下記要件に該当している 1年以内に県が実施する起業支援事業(地域課題解決枠)に係る起業支援金 の交付決定を受けている (4-2) 就職の場合、下記要件のすべてに該当している □ 就業先が、秋田県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載してい る求人である □ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を 務めている法人への就業でない □ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3 か月以上在職している 上記求人への応募日が、マッチングサイトにその求人が移住支援金の対象と して掲載された日以降である 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有 している 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である (5)世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入し

申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か

申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反

※なお、国等の他の補助金の交付を受けていないことも要件となります。

た

月以上1年以内である

□ 世帯全員に市税等の滞納がない

社会的勢力と関係を有する者でない

秋田県による「はじめての秋田暮らし応援事業」など、他の補助金を 申請済みの場合は、ご相談ください。